

# 福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 平成30年6月13日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	住民環境課	2
2	健康推進課	2～7
3	福 祉 課	8～10
4	学校教育課	10～13
5	子ども未来課	13～15
6	文化スポーツ課	15～16
7	請願・陳情	16～20

## 議事のおんまつ

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 おはようございます。ただいまから福祉文教常任委員会を開きます。ただいまの出席委員は7名であります。先日本会議で当委員会に付託されました案件について審査を行います。本日の会議録署名委員は松本委員、そして唐澤敏委員であります。

午前9時 開会

### ①住民環境課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 住民環境課に係わる案件を議題といたします。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)であります。今回の補正につきまして住民環境課長からお話をお願いいたします。

○小澤住民環境課長 議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)でございますが、住民環境課に係わる案件はございませんので報告をいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 案件がございませんのでこれにて審査を終了いたします。

【住民環境課 終了】

### ②健康推進課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして委員会の審査を行います。健康推進課に係わる案件を審査いたします。

それでは議案第3号 箕輪町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第3号 箕輪町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例制定につきまして担当の国民健康保険係、係長の林からご説明申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 林係長

○林国保医療係長 そうしましたら議案第3号について説明をさせていただきます。この条例の廃止は、東部診療所の医療機関としての廃止に伴いまして町の国民健康保険診療所としての施設を廃止するものになります。東部診療所につきましては医師が不在となりました平成28年4月から休診となっております。県や国保連を通じまして耳鼻科、皮膚科の医師に限って募集を行ってまいりましたが、見通しが立たない状況が続いておりました。国民健康保険の診療所医療機関としての施設を廃止することに伴う条例の廃止でございます。よろしくお願ひいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を行います。何かございますか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 二つほどあれなんですけれど、中に入っている機械ですけども、使えるものの行方はどういうことになるのでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 北部診療所の改修で新しくできたひまわりクリニックの三浦医師との中で使える医療機器又は物品などについては譲渡という形で決裁を取りまして譲っている部分もございます。中にあるもので、また今後改修して利用予定している若草園で使える大きな机やイス、書棚など、そういったものについてはまた引き続き所管替えを行って利用していくことになると思います。医療機器に関しましては既に耐用年数とか年数が経過したものがほとんどですので、実際今のものを例えば西部診療所という所で使えるものは少ないと思うので、廃棄の方向で検討しているところでございます。以上です。

○10番 小出嶋委員 もう一つですけども、本会議での町長の提案の時に、各地域とか東箕輪3区の説明会の中で出てきた、これからの往診の対応だとか通院の足の確保については、これからそれについて対応していくという話が町長の方からこの時に説明があったんですけど、そのへんの状況はどうでしょう。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 往診につきましては、現在ひまわりクリニックさんが往診可能ということで、それぞれの区にはお伝えをしまいいりました。他に福島先生もちょっとまだ確認してませんがたぶん往診をしていらっしゃると思いますので、そちらも対応は可能かと思っています。あと足の部分についてですけど、福祉課の方でもデマンド交通ですとかそういったところも検討しているところですが、そちらの方、実際要望を確認したりしましたところ、実際のところは1人とか2人とか現在のところはそういった要望の人数ではありません。今後、高齢化が進むに当たっては必ず必要になってくる部分でありますので、そういった交通面では福祉課の方になるかと思いますが、対応されていくかと思えます。以上です。

○10番 小出嶋委員 わかりました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他によろしいでしょうか。それでは、質疑終わりました。討論行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、議案第3号 箕輪町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例制定についてを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、本会議でその旨報告させていただきます。

続きまして議案第8号 箕輪町西部診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

平成30年6月定例会福祉文教常任委員会審査

○柴宮健康推進課長 議案第8号 箕輪町西部診療所設置条例の一部を改正する条例制定につきまして国保医療係、林係長から説明申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 そうしましたら議案第8号の条例の一部改正について説明をさせていただきます。この条例の改正につきましては西部診療所の運営に関しまして必要な事項を改正するものでございますが、先ほど第3号で説明をしました、箕輪町国民健康保険東部診療所設置条例を引用している部分がございますのでそちらについての改正と、あと第3条の部分ですけれども、地番の記載が現在使用している地番と異なっておりましたので改正表記を「5751番地1」に改めるものでございます。第6条の料金につきましては東部診療所の方にありました、料金表を条例廃止することによって新しくこちらの西部診療所の設置条例の方へ表を改めて記載をさせていただくものになりますのでよろしく願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは説明いただきましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。質疑終わります。討論ありませんか。質疑ですか。戻りまして、すみません。

○9番 唐澤千洋委員 診療所と西側の民地、今田んぼで苗間になったりしてるところがあると思うんだけど、その間に幅1mくらいの土地があると思うんだけど、その確認をしてくるかどうかお聞きをしたい。

○（聴取不能）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 西部診療所ということでもいいですよ。すみません、その部分については今分かりませんので、企画の方と確認をさせていただいて、またご返事をさせていただくということよろしいでしょうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。

○9番 唐澤千洋委員 公図で確認してみてください。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にないようですので質疑終わります。それでは討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決いたします。議案第8号 箕輪町西部診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、本会議でその旨をご報告させていただきます。

続きまして議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）健康推進課に係わる案件についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。

○柴宮健康推進課長 では議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）につきまして健康づくり支援係長の北原から説明を申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 それでは一般会計の補正についてご説明いたします。23ページをご覧ください。4款 衛生費でございます。まず0401保険衛生費、一般保健費でございます。こちらは人事異動に伴う職員の給料、手当、共済費に係る補正でございます。続きまして0407国民健康保険特別会計繰出事業費でございます。こちら人事異動に伴う国保特別会計の人件費の繰出金に係る補正でございます。続きまして保健事業費、0417健康増進事業費でございます。イオンの中のみのおわ～れにですね、現在活動量計の読み取りシステムを設置してございますが、そちらの方が不具合がありまして上手く読み取れないような状態になっております。そのため、その機器を更新するための補正でございます。パソコンプリンターセットアップの費用が補正をお願いします。続きまして老人保健費0424後期高齢者医療事業費でございます。こちら人事異動に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金に係る補正でございます。一般会計につきましては以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただ今ご説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ありませんか。大槻委員

○2番 大槻委員 今の0417の活動量計読み取りシステム機器セットアップ業務委託料でございますが、これは購入以来、使用数というか使用された量はどんなふうになってますか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 今のご質問は、それを利用されている方の人数ということでしょうか。みのお～れに限ったものと40人くらい、月平均40人程度の利用がある状況でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 その他には。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 この読み取り機はいつ入れたんですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 みのお～れが開設した当初になりますので、2016年の夏頃ではなかったかと思えます。開設と同時に設置をさせていただきました。

○10番 小出嶋委員 保証期間は切れちゃってるわけ。

○北原健康づくり支援係長 保証期間の方は切れております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 その他にはいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

平成30年6月定例会福祉文教常任委員会審査

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第1号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)健康推進課に係る案件につきまして原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告をさせていただきます。

続きまして議案第12号 平成30年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第12号 平成30年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして国保医療係、林係長からご説明申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 そうしましたら予算書の方、国保6ページをご覧くださいと思います。国保6ページ、歳入についての説明になります。10款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金の減額になります。人事異動に伴う人件費の減額分になります。同じく国保7ページをご確認ください。町債と財政安定化基金貸付金につきましては、現時点で借り入れの予定がございませんので減額をするものでございます。

続きまして国保8ページの歳出をご覧くださいと思います。4111一般管理費になりますが人事異動に伴う人件費の減額分でございます。続きまして国保9ページ、予備費につきましては歳入の調整分を予備費で調整させていただくものでございます。国保の補正予算(第1号)についての説明は以上になります。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは細部説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございませんか。

○10番 小出嶋委員 1人減員になったのは、どういうところが減員になったのか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 一般会計の人員との調整になってくると思いますので、人事係の方での歳出の人員を調整する中でのものだと思います。実際に事務をしている職員としますと、会計事務をしている職員が主に国保だけの事務ではないという部分もあるかと思いますが、一般会計の方からの歳出になってきているものだと思います。以上です。

○10番 小出嶋委員 実際の人の動きじゃなくて、会計が持っている動きだってことですか。

○林国保医療係長 そうです。支出が科目が変わるといいますか、会計が変わることです。お願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

平成30年6月定例会福祉文教常任委員会審査

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑は終わりました、討論を行います、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第12号 平成30年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものとして決しましたので、その旨本会議でご報告をさせていただきます。

続きまして議案第13号 平成30年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第13号 平成30年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして国保医療係、林係長からご説明を申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○林国保医療係長 そうしましたら予算書の方の後期6ページをご確認をいただきたいと思います。後期6ページ、歳入についての説明になります。繰入金になりますけれども、一般会計からの繰入金でございます。人事異動に伴う人件費の減額分になります。続きまして後期7ページをお願いいたします。歳出になりますけれども一般管理費の減額でございます、こちらも人事異動に伴う人件費分の減額となっております。歳入、歳出同額での減額になりますのでよろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 説明いただきましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 質疑なしとみとめ、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第13号 平成30年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告をさせていただきます。以上で健康推進課に係る案件について審査を終わります。

【健康推進課 終了】

③福祉課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして審査を行います。福祉課に係わる案件を審査を行います。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして福祉課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いいたします。福祉課長

○安積福祉課長 それでは一般会計の補正について議案第11号ですが説明を担当の係長のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 説明の方させていただきます。一般会計補正予算(第1号)、ページはですね、20ページをご覧ください。歳出からですね、説明をさせていただきます。20ページの方をご覧ください。3款 民生費1項1目301の社会福祉総務費でございます。報酬、共済費、旅費の関係でございますが当初予算編成時にはですね、予定されていましてんでした非常勤職員の方ですね、関係の予算をですね、計上してあるものでございます。備品購入費につきましては109万9,000円ということで介護予防拠点施設のAEDでございますが、平成20年度にですね、国庫補助にて導入したAEDが耐用年数7年を経過してきましたので更新購入するものでございます。場所につきましては富田の公民館、木下一の宮の集会所、三日町の上町の集会所の3施設、そちらがですね、介護予防拠点施設となっておりますのでその3施設のAEDの更新でございます。続いて302福祉センター管理費でございますがこちらも備品購入費で福祉センターのAED、こちらも国庫補助にて購入したものでございますがそちらの更新ということで1基見込んであるものでございます。

○唐澤障がい者福祉係長 よろしくをお願いいたします。同じく20ページですけれども0359地域活動支援センター事業費というところで補正の方でございます。こちらの財源組替ということで38万8,000円ということになりますけれども、この38万8,000円の財源組替について説明をさせていただきますが、ページの方お戻りいただきまして9ページのほう、歳入の方を説明をさせていただきます。9ページのところでございますけれども上の県支出金、総務費県補助金というところがございます。こちらの右の方ですけれども0359地域活動支援センター事業費38万8,000円、元気づくり支援金ということでございます。こちら八十二銀行の交差点のすぐそばにあります、みのあ〜るの施設、障がい者応援スポットみのあ〜るですけれどもこちらの方の元気づくり支援金のお金のほうがつきましたのでこちらの方計上させていただいたということでございます。以上でございます。

○那須社会福祉係長 では1枚おめくりいただきまして10ページの歳入をご覧ください。ただいただければと思います。18款 財産収入1項1目 土地建物貸付収入でございます。デイサービスセンター及び老人福祉センターの貸付収入の減ということで70万円の減でございます。こちらの方、社会福祉協議会が利用して、ゆとり荘で行う介護保険事業につきましてその部分の方ですね、介護保険事業を行うに当たってその部分の土地建物の賃貸借契約を結びまして財産貸付収入ですね、予算計上してございましたが社会福祉協議会が行う

自主事業に係る使用料という解釈の中でより適正な歳入科目に見直したものでございます。13ページをご覧ください。そちらの方、先ほどの財産収入70万円減にしまして22款 諸収入5項1目 雑入1の方にですね、ゆとり荘デイサービス事業の使用料ということで指定管理をしていただいておりますが、実施事業の使用料ということで70万円を雑入で適正な科目の方に修正して計上したものでございます。その上段にはですね、雇用保険料の本人負担分とございますが先ほど301の中でですね、非常勤職員の関係、話させてもらいましたが、その方の雇用保険料の本人負担分ということで6,000円計上してあるものでございます。説明につきましては以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは説明をいただきましたので質疑を行います。質疑ございませんか。松本委員

○11番 松本委員 AEDですけど、耐用年数これは7年で決まっているわけですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 こちらの方、導入した機械につきましては、その会社のものを確認しましたら7年という形になっておりました。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょう。

○11番 松本委員 そっくり取り替えるの。中だけ何かとか、そっくり。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 機械自体、本体自体の耐用年数でございますので、パットとかそういうものはですね、もっと短い期間の中での消耗品という形での交換となりますので、今回は全部という形で考えております。本体自体を取り替えると。

○11番 松本委員 パットはなんか決まっているの。今言ったように。

(聴取不能)

○11番 松本委員 よくわからない、耐用だか期間だか。

○那須社会福祉係長 (聴取不能) 確認させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 歳入の使用料に変えたっていうのは、使用料の方が正しいってことで変えたと。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○那須社会福祉係長 前回、監査委員さんからの指摘がございまして、指定管理者、ゆとり荘につきましては、指定管理で社会福祉協議会の方に運営をお願いしているという形の施設になるんですけども、その指定管理者の方から土地建物の賃貸借料をもらうということ、その行為自体がいかがなものかというご指摘がございまして、当初財産収入に盛っていたんですけど、そこを確認する中で、あくまで社会福祉協議会がゆとり荘で行う実施事業、介護保険事業での協定を結び直しまして、その中で使用料を明記して、実施事業に対する使用料ということで計上し直して、雑入の方にさせてもらったという形になります。以上です。

## 平成30年6月定例会福祉文教常任委員会審査

- 10番 小出嶋委員 利用料を取るような条例になっているわけ。利用料ということ。
- 那須社会福祉係長 使用料です。
- 10番 小出嶋委員 指定管理者が取るんでしょ、これ。
- 那須社会福祉係長 町が建物を指定管理で社会福祉協議会にお願いしています。その中で、実施事業、介護保険事業を行っていくにあたって、そちら実施事業として使う部分に関して使用料として社会福祉協議会から町の方に納めてもらう額が70万円という形になります。
- 10番 小出嶋委員 分かりました。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがですか。
- (「なし」の声あり)
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にないようですので質疑を終わります。討論ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)福祉課に関わる案件につきまして原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告をさせていただきます。

【福祉課 終了】

### ④学校教育課

- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 休憩に引き続きまして福祉文教常任委員会の審査を行います。学校教育課に係わる案件の審査をいたします。議案第10号 箕輪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長
- 柴学校教育課長 それでは議案第10号 箕輪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。この条例、学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。平成26年の12月に可決をいただいて条例化したものでございます。この条例は厚生労働省の施行に伴い、この箕輪町の設備運営に関する基準を改正するものでございます。改正の内容につきましては職員の資格についての部分の改正が主でございます。裏面の改正前、改正後の表を見ていただければと思いますが、まず最初に改正する点ですけれども現行では「幼稚園とか小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有するもの」とあるわけですけれども、改正案で教育職員免許法という法律に基づきまして「免許状を有する者」というふうに改正しております。これは教員免許の更新制との関係で今まで更新している

人が対象とするというような形ってわかりにくいような書き方だったのを、免許を持っている人は対象としますよというふうに改正されたということでございます。それと10項に新たに5年以上という放課後児童健全育成事業に従事した者というもので町長が適当と認めたものという条項が追加されました。これすみません、ここの正誤表には入っておりませんが高等学校で2年以上従事した者で町長が認めるものというのが9項にございます。10項については高校を卒業していない方が5年以上従事して町長が認めればそういう資格を有するという、県で行う研修を受ける資格を有するというふうな内容でございますけれども、その部分を付け加えられたものでございます。すみません、ちなみにでございますが箕輪町では現在8人の方がこの研修制度を経ておまして、各児童クラブの主任さんは（聴取不能）あるわけですが、主任さんはこの資格を受けていただいております。県で研修を行うわけですが割り当ての人数というのはそんなに多くなくて、そういう今まで従事をしていてそういう経験に達した人を講習を受けていただいていた資格を取っていたという状況でございます。説明以上でございます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 説明いただきましたが、質疑ございますか。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 今言ったこの10条の第3項の10号の5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者っていうのは支援員じゃなくてどういう仕事があるわけですか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 箕輪町の条例の中に、放課後児童支援員の数は支援の単位ごと2人以上とする。ただし、その人を除き補助員をもってこれに変えることができるということになっておりますので、資格を持っていない人は補助員という立場で学童クラブの支援員になっていただいております。

○10番 小出嶋委員 この補助員を5年以上勤めれば、この研修を受ける資格が出てくるということですね。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 そのようになっております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 松本委員

○11番 松本委員 確認なんです、前に補助員だけ指導員が足りないということで、誰か探していただけないかと個人的に頼まれたことがあったんですよ、その時にはこれに当てはまるってことで補助員を、あまり細かいことを言わないのでわからないんですけど、この意味を言ったってことですかね、誰でもいいってその時は言っていた。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 今も学童クラブの指導員を募集している状況ですがけれども、勤務の体系として長期という1週間フルに働く方と、日々代替という長期の先生がいない時に代替で入っていただくという2通りのパターンがあります。どちらでも募集していますけれど、入っていただいた中で、例えば保育士の資格を持っているとか学校の先生の資格を持って

平成30年6月定例会福祉文教常任委員会審査

いるとか、そういう方というのは勤務経験によらず研修を受ける資格があるんですけど、まずそういう資格のない方は長期とかそういうのに入っていていただいて経験を積んでもらって、正規の資格を取っていただくという流れになると思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはどうでしょうか。唐澤委員

○9番 唐澤千洋委員 現行の4項と改正案の4項の免許の資格というものは、ランクは同じっていうことか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○柴学校教育課長 内容はほぼ一緒だと思うんですが、従来の条項の中だと、教員免許の中でも特別支援学校の教員免許のみを有する方とか臨時免許状というものがあるらしく、特別免許状とか養護教諭免許を有する方とか、免許の更新を受けていない人なんかも多いようですので、そういった方がそこに入らなかったということでこういう言い回しをしたというふうになっております。

○9番 唐澤千洋委員 対象範囲が広がったという解釈でいいですか。

○柴学校教育課長 そうです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。大槻委員

○2番 大槻委員 この5年以上という中にですね、例えば月に1回しか授業に参加してなくて5年間それでやった人と、週に2回も来て5年やった人との差ってというのはどう考えてますか。

○柴学校教育課長 そのへんの細かいところの規定がない訳ですけども、9項と10項とありますので、高校卒業の方と他の方というということなんで、勤務経験でそういう力を持っているかどうかということ町長が認めるかどうかというところで判断したいと思っております。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかかでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第10号 箕輪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ついてを、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議でご報告をいたします。

続きまして議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)学校教育課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○柴学校教育課長 今回の補正(第1号)平成30年度箕輪町一般会計補正予算に係わる学校教育課に係わる部分でございますが、4ページの教育費の中でございます。教育費の中の

## 平成30年6月定例会福祉文教常任委員会審査

教育総務費の中でございまして、1億9,884万7,000円の中で570万8,000円の減というような内容でございます。内容につきましては係長のほうから説明させていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 ではお手元の補正予算書 31 ページをご覧くださいと思います。今回の補正につきましては10款1項2目の事務事業コード1002事務局費の補正でございます。内容につきましては一般職の職員給与、また職員諸手当、また共済費の関係の減額の補正ということになりまして減額の額が570万8,000円の減額でございまして、補正後の額が1億7,633万2,000円ということで補正させていただくものでございます。内容につきましては総務課のほうの所管の事項になりますのでそちらの方での説明ということになりますのでお願いいたします。説明は以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして学校教育課に係る案件はございませんので審査を終わります。ありがとうございました。

【学校教育課 終了】

### ⑤子ども未来課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは子ども未来課に関する案件でございます。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号) 子ども未来課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○北條子ども未来課長 では議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)のうち子ども未来課に係わる部分につきまして担当の係長よりご説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 それでは予算書の21ページ、歳出の方からご説明させていただきます。子ども未来課に係る一般職職員の人件費につきましては総務課で一括して説明となりますので、その他の部分につきましてご説明いたします。21ページ、中段より下になりますが0380保育園運営費のうち11需用費、消耗品費として13万円、その下の18備品購入費としまして7万円計上してございます。こちらが後ほど歳入の方でご説明いたしますが、個人の方から子育て支援指定寄附金ということでご寄附をいただきました。今年度は三日町保育園、長田保育園にということで各10万円ずつの寄附がございまして。各保育園で遊びの充実ということでままと遊びセットですとか音楽についてのキーボードの購入、その他、絵本棚等の購入に充てさせていただきます。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 それでは22ページをご覧ください。0398児童発達支援事業費のうち12役務費、5万円。こちら児童発達支援事業所改修工事建築確認手数料ということで5万円の補正額となっております。13委託料、397万5,000円。こちら児童発達支援事業

所改修工事实設計業務委託料となっております。

○前島子育て支援係長 続きまして歳入についてご説明いたします。11 ページをお開きください。19 款 寄附金といたしまして 03 目 民生費寄附金のうち子ども育成指定寄附金としまして先ほど歳出の方でご説明いたしました、寄附金 20 万円を計上してございます。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 14 ページをご覧ください。23 款 町債ということで 03 民生債、児童福祉施設整備事業債ということで 340 万計上してございます。こちら先ほど歳出でもご説明しましたが、児童発達支援事業所の実設計業務委託料に充てる町債の分になってございます。以上です。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは細部説明いただきましたので、審査を行います。質疑はございませんか。小出嶋委員

○10 番 小出嶋委員 児童発達支援ですけれど、改修はいつ頃までにできる予定なんですか。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 係長

○三井保育園施設係長 こちらの方ですけれど、31 年 4 月 1 日の開園を目指しておりました、工事自体は平成 30 年度、平成 31 年になります。2 月いっぱい工期を今のところ予定しております。

○10 番 小出嶋委員 設計がいつ頃終わるか。

○三井保育園施設係長 設計の方ですけれども、6 月議会が終わりましてところで実施設計業務委託の入札を行いまして、工事金額につきましては 9 月議会の補正に計上していきたいと思っておりますので、設計自体は 8 月上旬位を目途に完了したいと思っております。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。小出嶋委員

○10 番 小出嶋委員 関連ですけれど、これまた若草園でなるんだよね。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○北條子ども未来課長 若草園として移転を予定しております。

○10 番 小出嶋委員 今はあそこ、住宅があるんですけど、地番は分かれていますか。それとも一つか。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○北條子ども未来課長 今は地番は分かれておりません。

○10 番 小出嶋委員 分かれさせるの。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○北條子ども未来課長 行政上の問題で、分かれさせる必要がないのではないかとということで、分かれさせないでいこうというふうに考えてはおります。

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 他にはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○4 番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号) 子ども未来課に関わる案件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、その旨本会議でご報告をさせていただきます。

【子ども未来課 終了】

#### ⑥文化スポーツ課

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは文化スポーツ課の審査を行います。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号) 文化スポーツ課に係わる案件を議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○唐澤文化スポーツ課長 議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして文化スポーツ課に係わる部分についてご説明をさせていただきます。まず最初に歳入の部分ですけれども一般12ページをご覧くださいと思います。上段になりますけれども生涯学習のまちづくり基金の繰入金の減額でございます。こちらにつきましては昨年度イベントで行いました、ナイトランウォークイベントにつきまして独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ活動助成の中の地方公共団体スポーツ活動助成に申請しておりましたが、こちらにつきましては4月になりますけれども交付の決定がございましてこれに伴い繰入金を減額をするものでございます。次の13ページ、諸収入になります。この中の雑入の2になりますけれどもスポーツ振興くじ助成金ということでこちらにつきましては先ほどご説明をさせていただきました助成金、同額になりますけれども449万7,000円の収入を計上しているものでございます。歳入については以上でございます。続きまして歳出の説明をさせていただきます。資料の一般の31ページをご覧くださいと思います。中段からが文化スポーツ課の関係でございまして社会教育総務費、公民館費、32ページの方で博物館費、図書館費、保健体育総務費、それぞれこちらにつきましては4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。詳細等につきましては主管であります総務課の方で計上になります。歳出につきましては以上でございます。以上で文化スポーツ課に係ります議案第11号 補正予算(第1号)についての細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 細部説明いただきました。質疑はございませんか。大槻委員

○2番 大槻委員 ナイトラン、約450万円だけど、主はどんな支出でございませうか。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤文化スポーツ課長 ナイトランの経費の内訳についてでございますけれど、主なものは委託の関係、こちらにつきましては会場の関係、またペットボトルは昨年度光量が足りないということでございましたので、また新たにペットボトルの購入に係ります作成委託の経費、また広告に関係の広告経費等が主なものでございます。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 その他にはいかがでしょうか。質疑はよろしいですか。  
（「なし」の声あり）

それでは質疑なしと認め、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め、採決をいたします。議案第11号 平成30年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）文化スポーツ課に関わる案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、その旨本会議でご報告をいたします。

【文化スポーツ課 終了】

⑦請願・陳情

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 休憩に引き続きまして委員会審査を行います。これから請願の審査を行います。

請願受理番号1番 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。受理年月日 平成30年5月18日 請願者 箕輪町大字中箕輪10251 箕輪町公立学校教職員組合代表 辰口憲治さんです。紹介議員は向山章さんです。それでは文章を事務局に朗読していただきます。お願いいたします。

○小松議会事務局次長 請願1号 朗読

○5番 向山委員 毎年このように出てるわけで、先生方は役員が変わってるんですから変わってますけども、そういった内容でありますのでぜひとも通してあげてほしいと。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 何かご意見ございますか。

○5番 向山委員 3分の1から2分の1って行って毎度やってるけど、全然前でへ進まないけど、しつこく要求していくということのようですので、お願いします。いいですかね。お願いします。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それではご意見ございませんか。よろしいですか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは質疑終わりました討論ございませんか。  
（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 討論なしと認め採決を行います。では請願受理番号1

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書につきまして採択に賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 全員賛成でありますので採択と決しました。採択すべきものと決しましたので、その旨本会議にご報告をさせていただきます。

それでは意見書1個ずつ。意見書の、それでは事務局より朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 意見書 朗読

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただいま意見書を朗読していただきました。これにつきましてご意見がございましたらお願いします。小出嶋委員

○10番 小出嶋委員 記のあるところの下から1、2、3、4行目、そのところから下から「今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず」、これ県だけでいいのかなということです。県も市町村、この請願の中には市町村も入ってるじゃんね。(聴取不能)

○5番 向山委員 基本的にはね、全国的にこれは出していくっていうことでありますのでちょっと箕輪町って言っていると小さくなるので、箕輪町だけれども、県全体でという意味で出すようです。全市町村が出しているようですのでそんなことで理解してください。

○12番 唐澤敏委員 請願理由の方にはですね、都道府県市町村による教育格差というようのが出ています。意見書の案の方ではですね、そこが県だけになってるわけですけど請願のここは趣旨の説明でありますので、県、市町村含めて要するに格差が懸念されるということで市町村も盛り込んだ方がいいと思います。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただいまのご意見ございましたが、それに対していかがですか。

○10番 小出嶋委員 人件費はね、先生の人件費は県だけど、その他は市町村も関係すると思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 県、市町村(聴取不能)

○12番 唐澤敏委員 十分な教育条件整備、教育条件整備については人件費いろんな校舎からね、いろんな教材費とか全て含むもんですからこのいわゆる趣旨の説明については市長村で入れた方が良くと思います。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 ただいまのご意見に対しましてご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 いいですか。なければ「県、市町村」というふうに直すということによろしいですか。

○田中議会事務局長 すみません、確認させていただきます。それでは意見書の中で「今のままでは、財政規模の小さな県、市町村では」ということによろしいですか。「県や市町村では十分な教育条件整備ができず」ということの文言をつけ加えるということによろしいですか。

- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 向山委員さん、よろしいですか。
- 5番 向山委員 町から出してるので県の、全体でいうと「県」かもしれんけど、「市町村」というだけでもいいと思うけどね。そういう意見で副委員長の方向で入れてもいいけどあえて「県、市町村」という必要はないかなという、私は感じます。だけどいいですよ。それで今副委員長の言うことに対して反対しているわけじゃないので。
- 12番 唐澤敏委員 (聴取不能)
- 10番 小出嶋委員 これ人件費は県しか出してないので「県」を抜いちゃってはいけません。
- 5番 向山委員 (聴取不能) いずれにしてもね、町の負担が厳しいっていうことなので、県も謳っているんだけど基本的にはね、そういうことですので、いいです。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 よろしいですか。「小さな県」というところだね。いろんなことで。「県、市町村」でよろしいですか。「県や市町村」でよろしいですか。そういうところを修正していただきまして意見書の採択を行います。この意見書でよろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 それではこの意見書を提出することに決定をいたしました。
- 小松議会事務局次長 では今、修正があった箇所を直してまた確認をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは次の請願受理番号2番 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。受理月日 平成30年5月18日請願者 箕輪町大字中箕輪 10251 箕輪町公立学校教職員組合代表 辰口憲治さん。紹介議員は向山章さんです。それでは事務局より朗読をお願いいたします。
- 小松議会事務局次長 請願2号 朗読
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 向山議員に紹介議員として一言お願いいたします。
- 5番 向山委員 先ほどの国庫負担制度についてもそうですけども、毎年このことをお願いしてるわけですから、全然前進しておりません。少しはなんか変えてやった方がいいじゃないかなと全国的にやっているようでありますので、このように出すようお願いしたいと思います。以上です。
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 この内容についてご意見ございますか。
- (「なし」の声あり)
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 ご意見なければこの請願に対して採択することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 4番 釜屋福祉文教常任委員長 なしと認め、請願受理番号2番 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書は採択をされました。採択すべきものと決し

ましたので、その旨本会議でご報告をいたします。

それでは意見書をお願いいたします。事務局で朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 まず修正箇所を申し上げます。一番上、表題について（案）を消してあります。2行目、地方自治法第99条以下の一文を下に下げ、その下の記についても下に下げてあります。あと本文についてですが、ですます調に直しております。あと直してある箇所を順次説明してまいります。

上から2行目、「附則で小2以降順次改訂すること」とあるのを「小学校2年生以降」としてあります。3行目、「定めた」を「定められました」。その行の後ろ、「小2」を「小学校2年生」としてあります。4行目の「それ以降国の35人学級はすすんでいない」を「すすんでいません」にしてあります。次の段落、長野県では～の2行目になります。「35人学級となった」を「なりました」としてあります。この段落の最後の行、「課題も多く残されている」を「います」に直してあります。次の段落、いじめや不登校～の段落になりますが、この段落、上から3行目、「少人数学級は欠かせない」を「欠かせません」としてあります。その下の行の一番最後、「少人数学級を早期に実現する必要がある」を「あります」に直してあります。最後のまた～の段落になりますが、この段落2行目、「複式学級を解消しているが」を「ありますが」に直してあります。その後ろ、「財政的負担は大きなものとなっている」を「います」に直してあります。その下の行、「市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため」を「教育を実現するため」としてあります。その下の行、「学級定員を引き下げることが大切である」を「大切です」としてあります。最後、以上のことから～の行を「以下の点」というのを「下記の点」と直し、最後「要請する」を「要請します」としてあります。修正箇所は以上です。

意見書 朗読

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 事務局長

○田中議会事務局長 補足させていただきますが、案としてですます調に修正をさせていただいたり文言の修正をさせていただいておりますので、こちらについてもご協議いただいて決定いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 この文書についてご意見ございましたらお願いします。ですます調についてはいかがでしょうか。よろしいですか。唐澤委員

○12番 唐澤敏委員 ですます調もいいですし、全体に特に問題ないと思いますが、ちょっと直した方がいいかなと思うのが説明文書の一番最後のところですけど「以上のことから、豊かな教育をすすめるため下記の点を強く要請します。」、「下記の点」より「下記について強く要請します。」のほうがいいかなと思っています。表現の問題ですけど「点」を「下記について強く要求します。」の方が表現がいいような気がします。それだけです。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 今唐澤委員さんのおっしゃった一番最後のところの「下記の点を強く」と「下記について」とこのどちらよろしいでしょうか。「下記について強く要請します。」、「下記の点を強く要請します。」どちらが良いでしょうか。「下記につい

て」でいいですか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それでは「下記について強く要請します。」これでよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 それではこの意見書に対して採択をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 採択すべきものと決しましたのでこの意見書を本会議にて提出をさせていただきます。

○小松議会事務局次長 先ほどの請願と同じようにこちらの方についてもまた修正しまして確認をしていただくようお願いいたします。以上です。

○4番 釜屋福祉文教常任委員長 大変ご苦労さまでございました。これにて6月定例会の委員会審査を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後1時45分 閉会